

だいにきいずもちくのうぎょうかっせいかけいかく
第2期出雲地区農業活性化計画(変更)

しまねけん いずもし
島根県出雲市

(平成25年1月)
平成27年2月変更

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	第2期出雲地区農業活性化計画
都道府県名	島根県
市町村名	出雲市
地区名	出雲地区
計画期間	平成24年度～平成29年度

目 標 :

活性化計画区域内の農業振興のため、主要な園芸作物であるぶどうの生産基盤整備を行うことにより、新規就農者や若い農業者の栽培環境を充実させ、働く者にとって魅力的な「特色ある産地」として産地再生を図る。また、ソフト面においては、「アグリビジネススクール」や「農業支援センター」による支援を引き続き行い、技術習得・相談援助体制の更なる充実を図る。

これらにより、活性化計画区域内のぶどう生産において、『働く場』づくりをさらに推進し、定住促進を図ることで、人口減少を抑制する。

具体的な数値目標としては、平成18年度から平成23年度にかけての活性化計画区域内の人口減少率2.3%を、平成24年度から平成29年度の期間において減少率1.6%で維持する。

国立社会保障・人口問題研究所の推計(平成20年12月推計)では、出雲市の人口は、4.9%減(H22～H32)と予測されており、これを1.6%で維持することは人口減少の抑制につながるものとする。

また、生産施設の整備によって、活性化区域内のぶどう販売量(計画期間中の6年間合計)を本事業を活用しない場合の9,279tから~~9,309t~~ 9,304tへと増加させ、現在の販売量11,617t(計画期間前の6年間合計)との比較において本事業を活用しない場合の増加率△20.13%から~~△19.87%~~ △19.92%へと~~0.26%~~ 0.21%の改善を図る。

○出雲市人口(住民基本台帳による)

平成18年度(H19.3) 84,115人→平成23年度(H24.3) 82,191人 ▲2.3% (計画期間前)

平成24年度(H25.1) 82,276人→平成29年度(H30.3) 80,960人 ▲1.6% (計画期間後)

目標設定の考え方

地区の概要:

本地区は、島根県の東部に位置し、北部は国引き神話で知られる島根半島、中央部は出雲平野、南部は中国山地で構成されている。古い歴史と文化を持ち、出雲地方の交通、経済、文化などの中心地として栄えてきた。

出雲神話や出雲大社などに代表される全国的知名度が高く、空港や高速道によって大都市部との往来が比較的容易であることなどから、年間870万人を超える交流人口(観光客入り込み数)がある。

また、産業面では、肥沃な出雲平野に育まれた農業、日本海と内水面を利用した漁業、国内では数少なくなった企業立地等、バランスよく発展しており県内をリードする存在である。

なかでも農業は、その立地条件を生かして稲作を基幹とする農業生産を展開してきた。近年は、米の生産調整の拡大に伴い、昭和40年代から高収益経営を目指してぶどう、柿等の果樹や野菜、花卉などで施設栽培が導入されるようになり、畜産を合わせ多様な農業生産が展開されている。

現状と課題

本地区は、海岸丘陵地、平坦地、中山間地、山間地と多様な地理環境があり、それぞれの地域で環境に応じた様々な作物が作られている。年間販売高が1,000万円を超える作物が20品目以上あり、農業が市の主要産業のひとつとなっている。

その中でも、本地区の主要作物でもあるぶどうは、年間販売高が市全体で18億円弱(H23)にのぼり、園芸作物では群を抜いたブランド作物である。例年初出荷が4月下旬であり全国で最も早く市場に並ぶことから、「出雲産ぶどうの出来具合がその年の全てのぶどう価格を左右する」と言われるほど、全国の市場から期待と注目を集める産地である。しかし、担い手の高齢化が進み、労働力が確保できない等の理由から、栽培面積・販売高ともに減少が続いている。

さらに、昭和40年代より整備されたハウスの老朽化が進んでいるが、近年のハウス資材価格高騰、加温燃料価格高騰等の影響で、設備投資に多額の経費を要するという理由から営農を取り止める事例も多い。こういった状況が今後も続いた場合、長年の取組みで確立したぶどう産地としての市場信用力が低下し、産地自体の存続が危ぶまれる事態となる。

今後の展開方向等

出雲ブランドとして知名度があり市場要請が高く、また産地として栽培技術と経験が蓄積されていることから栽培未経験者でも取り組み可能な「ぶどう」について、新規就農者や若い農業者の栽培環境を充実させることで、働く者にとって魅力的な「特色ある産地」として産地再生を行うこととする。

具体的には、新規就農者及び栽培面積拡大に取り組むぶどう農家にとって、前述したハウス資材等の施設・設備費の高騰は、一農家では解決が困難な最大の課題であり、特に植栽から収穫まで4年以上必要なぶどう栽培の場合、初期の設備投資負担を極力少なくすることが求められるため、ぶどうリースハウスを整備することで負担軽減を図る。

また、ソフト面においては、安定した就農に向け栽培技術等を具体的に修得する「アグリビジネススクール」や、新規就農者の相談援助等を行う「農業支援センター」による支援を引き続き行う。

これらにより、本地区の主要産業であるぶどう生産において、『働く場』づくりをさらに推進し、定住促進をめざす。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
出雲市	出雲	生産機械施設(農業経営改善安定機械施設)	いずも農業協同組合	有	イ	
			※H27.3~「島根県農業協同組合」			

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
出雲市	出雲	新規就農者等対策事業(アグリビジネススクール)	出雲市	安定した就農に向け、1年間にわたり栽培技術等を具体的に修得する「就農チャレンジ講座」を開催している。
出雲市	出雲	新規就農者等対策事業(出雲市農業支援センター)	出雲市	市とJAいずも(平成27年3月~「島根県農業協同組合」)のワンフロア化による同センターを設置し、新規就農者の相談援助等の支援を行っている。

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

--

3 活性化計画の区域

出雲地区(島根県出雲市)	区域面積	52,343ha
区域設定の考え方		
<p>①法第3条第1号関係： 区域は、斐川地域を除く出雲市全域とする。 当該区域の総面積は52,343ha(都市計画用途区域を除く)で、うち農林地面積は40,792haを占め、その割合は77.9%である。また、全就業者数は40,763人で、うち農林漁業従事者は3,763人で9.2%を占めており、本区域において農林漁業は重要な産業である。</p>		
<p>②法第3条第2号関係： 本区域の人口動態は、平成17年国勢調査82,844人から平成22年80,922人になり、5年間で1,922人の減少(減少率2.3%)となっている。 また、高齢化率は平成17年に24.4%であったものが、平成22年に26.2%となり、過疎高齢化が進行している。農林漁業就業者についても、平成17年の5,243人から平成22年には3,763人となり、28.2%減少している。 高齢化、後継者不足が深刻となっている地域であり、地域の基幹産業である、農業の振興を図るために必要な生産基盤の確保が必要である。</p>		
<p>③法第3条第3号関係： 活性化区域の範囲については、用途地域を除いており市街地を形成している区域を含んでいない。</p>		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類	土地所有者		権利の種類	土地所有者		農地	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別	

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

目標の達成状況については、計画主体である出雲市において、住民基本台帳、全農しまねが毎年公表するぶどうの生産・出荷に関する各種報告数値等の指標を用いて、目標の推移、実績について判定を行う。

そして、活性化計画の終了年度翌年の平成30年6月までに、市、県、JA、生産者組織によって既に組織されている「ぶどう産地再生プロジェクト会議」において、外部有識者（島根大学教授を予定）の意見を聞きながら評価、検証を行う。